

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型一般事業主行動計画>

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館行動計画

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に勤務する職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1： ハラスメントを未然防止するために、年2回以上ハラスメント研修を行う。

<取組内容>

- ハラスメント防止規則等の全職員への周知等を徹底する
- 年2回以上の管理職・一般職員対象の研修・教育の実施
- ハラスメント相談員等対象の研修・教育の実施
- 相談窓口機能の状況検証・適正化を行う

目標2： 年次有給休暇の取得促進を図り、1人あたり年間平均10日以上とする。

<取組内容>

- 館内のポータルサイトにおいて休暇の周知、取得促進を図る
- 所属長に定期的に所属職員の年次有給休暇取得状況を報告し、取得促進を行う
- 取得状況を定期的に集計・報告することで、偏りのない取得促進及び管理を行う